

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和7年4月10日 新潟地方法務局佐渡支局 登記官 川上明治

記

意見又は資料の提出先

〒951-8504

新潟市中央区西大畑町5191番地 新潟地方法務総合庁舎

新潟地方法務局不動産登記部門

電話：025（226）0951

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積 (㎡)
	所在	地番		
1109-2025-0001	佐渡市吾潟字堂林	1 3 9 4	ため池	1 7 0 8
1109-2025-0002	佐渡市吾潟字山サキ	9 0 1	ため池	1 5 8
1109-2025-0003	佐渡市吾潟字堂ノ前	6 3 1 - 2	山林	2 1 7 4
1109-2025-0004	佐渡市吾潟字堂ノ前	6 3 2	山林	7 5
1109-2025-0005	佐渡市吾潟字道下	9 5 - 2	宅地	3 0 ・ 5 6
1109-2025-0006	佐渡市吾潟字道下	9 5 - 3	原野	1 1 7
1109-2025-0007	佐渡市吾潟字道下	9 5 - 4	宅地	1 4 ・ 8 0
1109-2025-0008	佐渡市吾潟字道下	9 5 - 6	原野	7 3
1109-2025-0009	佐渡市吾潟字仲山	1 1 4 3 - 3	原野	1 6 9